

第 10 回海技振興フォーラム ご質問と回答

① 船員行政の現状と今後の展望等

<質問 1 >

22 ページの右上のグラフで、女性の船員教育機関卒業生過去 10 年間で 426 人となっておりますが、左のグラフでは過去 10 年間の入学者推移では約 1100 人となっております。入学者のうち、半数以下しか卒業時に就職できていないということでしょうか、ご教示願います。

左図「船員養成機関の女性入学者の推移」は、商船系大学の学部・学科のうち、海洋政策科学部（神戸大学）、海事システム工学科・海洋電子機械工学科（東京海洋大学）を対象としています。

一方、右図「女性の船員教育機関卒業生の就職状況過去 10 年の就職者（426 人）の内訳」では、上記、商船系大学の学部、学科のうち、乗船実習科への進学された方のみを計上しています。

商船系大学に入学された方のうち、乗船実習科に進学される方が少ないことから、左図と右図で大きな差異が生じているものと認識しております。

<質問 2 >

海外での船員交代時、手続き上、船員手帳の写しの提出が現地代理店より求められることがあります。現在は該当ページのスキャンコピーや写真を Pdf 化し送付しておりますが、電子化後は船員手帳の Table 1~4 に該当する部分を第三者へ提出できるような画像・データ出力も可能でしょうか。

船員手帳のデジタル化にあたっては、船員手帳の記載事項について、船員の身分証明のための必要最低限の情報に限定する予定であるものの、記載事項として残す事項（現行の Table1~Table5 を予定）については、引き続き有体物の船員手帳の形で交付を行います。

このため、船員手帳のデジタル化後においても、船員手帳の Table 1~4 に該当する部分について、該当ページのスキャンコピーや写真を Pdf 化し送付いただくことは可能です。

具体的なイメージにつきましては、国土交通省の HP 上で公開している「第 178 回船員部会」の資料（P37、38）をご覧ください。

第 178 回 船員部会 配布資料：<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001853510.pdf>

<質問 3 >

危険物等取扱責任者の資格認定スタンプが電子化された際、書式は証明書のような形になりますでしょうか。（海外では Basic training for ~危険物種別（乙種に該当）・Advanced training for ~危険物種別（甲種に該当）のような証書が発行されている国が多いため）

書式等の詳細につきましては、現状、検討中ですが、ご指摘のような資格種別を明記したもののような形をイメージしております。

具体的なイメージにつきましては、国土交通省の HP 上で公開している「第 178 回船員部会」の資料（P39）の右側「見直し後：電子証明書の発行」をご覧ください。

第 178 回 船員部会 配布資料：<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001853510.pdf>

<質問4>

令和8年度から順次移行されるとのこと、令和7年度後半あたりに新しい雇入止手続き等に関する説明会のようなものは開催されるのでしょうか。

令和8年度からの移行に向け、関係者のみなさまへの十分な理解をいただく観点から、説明会の開催を含め、丁寧な周知のあり方について検討してまいります。

②IMOにおける船員関連議論の最新動向

<質問1>

IMOで電池船（推進用）の海技者の資格について議論があるのでしょうか。あれば、動向をお聞きしたいのですが。

本年2月にIMOにて開催されたHTW 11にて、新技術や代替燃料船に乗組む船員に対する訓練要件等に関するガイドラインの審議が開始されたところ、この審議対象には燃料電池船の乗組員の訓練要件も含むことにはなっておりますが、燃料電池船に特化した具体的な議論はまだ始まっておりません。

<質問2>

資料24ページの2030年のGHG排出20～30%削減と輸送量当たりCO2排出40%削減の違いをご教示願います。

2030年のGHG排出20～30%削減目標について、ここでいうGHGは地球温暖化の原因となる温室効果ガスであり、これはCO2だけでなく、メタン(CH4)・窒素酸化物(N2O)も含む削減目標となっており、かつ、国際海運からのGHG排出総量での削減目標となっております。

一方の輸送量当たりCO2排出40%削減に関しては、純粋にCO2の排出量に注目した目標であることに加え、その単位がg/ton・mileであり、輸送重量・輸送距離を加味したものとなっているところ、船舶の燃費効率の向上を念頭に置いた削減目標となっております。

<質問3>

資料26ページの16.5では「船員」とあり、16.6では「船長、職員、部員」とかき分けておりますが、これには何か意味があるのかご教示願います。

16.5における「船員」は、職務にとらわれず乗組員全体を指しており、会社の責任において訓練すべきであることが規定されております。

一方の16.6では、会社の責任において実施すべき訓練の内、最低限「船長、職員、部員」に対しては、STCW条約の第5-3規則およびSTCWコードのA-5-3節に従った訓練を受けることを求めているものとなっています。